

本所が指定する市場デリバティブ取引に関する規則

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第32条に規定する本所が指定する市場デリバティブ取引は、株式会社東京証券取引所が定める国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例又は指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例に基づいて行われる取引をいう。

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成20年6月16日

付 則

この規則は、平成23年2月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。